

里親になりませんか！

様々な事情で、家庭で生活できない子ども達を、自分の家庭に迎え入れ養育してくださるのが里親制度です。

養育に適した環境に住まわれ、子どもへの理解と愛情、養育に対する熱意のある方々を求めています。

里親になりたい方、里親制度や要件等について詳しく知りたい方は、室蘭児童相談所または、日高町役場子育て福祉課にお問い合わせ下さい。

▼お問い合わせ先

- ・北海道室蘭児童相談所
0143-444-4152
- ・日高町役場 子育て福祉課
01456-216183

**司法書士による
相続登記特設無料相談会**

これから相続登記手続きの準備をする方のための司法書士による「相続登記特設無料相談会」を開催します。

○日時

11月15日(金)
10時～16時

○場所

札幌法務局日高支局 会議室
〔日高町新ひだか町静内〕うせい町2丁目4番1号

○相談対象等

相続登記手続きに係る相談

相談時間は最大30分間まで

○代理申請依頼について

「自分で申請するのは難しい…」と感じた方は、翌日以降、相談員として対応した司法書士に対して、代理申請をすることも可能です。

○申込方法

完全予約制(定員12名)

*定員になり次第、締め切らせていただきます。

▼お問い合わせ先

札幌法務局 日高支局
0146-4210415

働きたい方のための出張相談会

とまこまい若者サポートステーションは働きたいと思われている方に向けた就労自立支援施設です。

その他、就職相談も歓迎です。

「働きたい」を応援する無料出張相談会を開催します。

○対象

概ね15歳から39歳の方・ご家族

○場所

ハローワーク静内分室
(新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピユア3階)

○内容

就労相談・就労体験ほか

○日時

・11月26日(火)
13時30分～15時(先着順・予約可)
※毎月第4火曜日13時30分～15時

▼お問い合わせ先

とまこまい若者サポートステーション
苫小牧市表町3丁目2-13
王子不動産第2ビル6F
0144-8418670

人権擁護委員の委嘱について

令和元年10月1日付けで、法務大臣から門別地区の村田博文氏(新任)、日高地区の今秀記氏(再任)、同じく本間達氏(再任)の3名の方が人権擁護委員として委嘱されました。

人権擁護委員は、法務局と連携し、人権についての困りごとや、心配ごとなどの相談を受けたり、人権の大切さについて理解を深めてもらうための啓発活動を行っています。

人権問題等でお悩みの方は、相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

日高町では今回委嘱された方以外に2名の人権擁護委員が委嘱されております。

(門別地区)

鈴木 伸子
廣瀬 芳子

▼お問い合わせ先

札幌法務局 日高支局
0146-4210415

11月は、労働保険適用促進強化期間です！

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。

労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

※労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

▼お問い合わせ先
厚生労働省北海道労働局
総務部労働保険徴収課
011-709-2311

または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所
(ハローワーク)

**門別警察署からの
お知らせ**

社会に広げよう被害者支援の輪

(1)北海道犯罪被害者等支援条例(平成30年4月1日施行)
北海道では、犯罪被害者等

が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、

安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指して、

「北海道犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

また、条例制定を契機として、犯罪被害者週間の初日である11月25日は「北海道犯罪被害者を考える日」と定めまし

た。

道内各地で様々な広報啓発活動を実施し、支援の輪を広げていきましょう。

(2)犯罪の被害に遭われた方への理解

犯罪被害に遭うということ。あなたは、そんなことを考えたことがありますか？

犯罪被害者の方々は、ある日突然、犯罪の被害に遭ったことで、直接的なダメージのみならず、被害後も

○被害のトラウマによるフラッシュバック

○被害によるパニック障害、睡眠障害等の発症

○生活の立て直しや医療費などの経済的負担

○周囲の人からの心ない言動による二次的被害など様々

な問題を抱えながら、一人で苦しんでいることが少なくありません。

このような被害者の現状を理解し、一日でも早く被害者が問題を克服できるように寄り添い、社会全体で被害者を支えていくことができる支援の輪を広げていきましょう。
(3) 被害者等のための各種相談窓口の積極的利用

警察では事件や事故の被害に遭われた方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題等で悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒やされずに悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーがあなたの話をお聞きします。

事件や事故でお悩みの方は、勇気を出してご相談ください。

《警察相談電話》

○被害者相談

・性犯罪相談 110番

8103

※ # 8103 で繋がらない場合

フリーダイヤル

0120-0756-310

固定電話

011-242-0310

・少年相談 110番
フリーダイヤル

0120-677-1110

・暴力団相談電話

011-222-0200

○一般相談

専用電話 # 9110

《民間被害者相談電話》

○北海道被害者相談室（札幌）

011-232-8740

○苫小牧地区被害者相談室

0144-37-7830

感謝状を贈呈させて頂
いたいただきました

▽岩倉建設株式会社 様

10月4日、地域貢献活動として町道の舗装補修工事を行っていただいた岩倉建設株式会社様へ感謝状を贈呈させていただきました。



「必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **861円**
効力発生效年月日 令和**元**年**10**月**3**日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準部賃金室
電話 011-709-2311

広告

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄